県内初、伊平屋村役場に雇用保険の手続きに係る 受給資格決定システムを導入しました。

一7月19日に伊平屋村とハローワーク名護が事業実施協定を締結一



左から順に、村上優作沖縄労働局職業安定部長、親泊政義名護公共職業安定所長、伊礼幸雄伊平屋村長

平成29年7月19日に伊平屋村において、伊平屋村長とハローワーク名護所長が沖縄県内初となる雇用保険手続きに係る受給資格決定システム導入に関する事業実施協定の締結式を執り行いました。

雇用保険の受給を希望する離職者については、雇用保険法第 15 条第 2 項に基づき、 居住地を管轄するハローワーク(以下「ハローワーク」という。)に来所いただき受給 資格決定を行っています。

また、県内の離島等遠隔地の12町村においては、特例として、受給資格決定後の失業認定及び基本手当支給を市町村長の取次ぎにより実施しているところです。

今般、離島等遠隔地からハローワークに受給資格決定のために来所する時間や費用の更なる負担軽減を図ることを目的に、沖縄労働局(局長 待鳥浩二)は、テレビ会議システム(※)を活用した「受給資格決定システム」を伊平屋村役場に導入しました。

これにより、伊平屋村に居住する方の雇用保険受給手続が役場において可能となり、 ハローワークへの来所が不要となります。

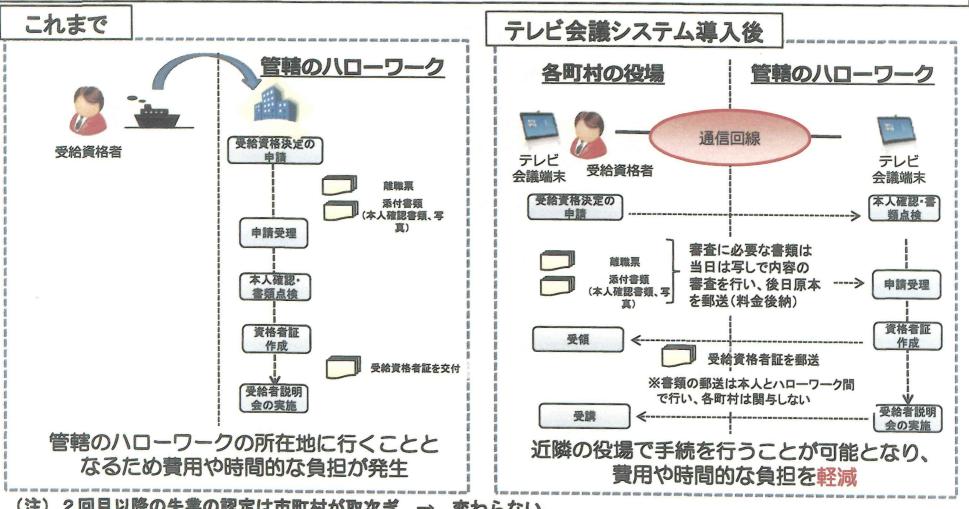
今後は県内の離島等遠隔地の11町村の役場に、同様の「受給資格決定システム」の 導入に係る調整を行い、住民が管轄のハローワークに来所するための時間や費用の負 担軽減に繋げることとしています。

※テレビ会議システムとは、遠隔地点にある2か所以上の会議室の映像と音声を伝送し、 お互いにテレビ画面を見ながら会議を行うシステム。

テレビ会議システムを活用して行う雇用保険の手続について

離島等の遠隔地に居住する方が、雇用保険の受給資格決定を行うためには、管轄のハローワー クへの出頭が求められている(雇用保険法第15条)。

このため、管轄のハローワークまでの費用や時間的な負担が発生。テレビ会議システムを活用し、 必要な手続を行うことで、管轄のハローワークに出頭したこととみなして受給資格決定を容易にする。



(注) 2回目以降の失業の認定は市町村が取次ぎ → 変わらない。

テレビ会議システムの配置イメージ

